

# アルゼンチンにおける 新型コロナウイルスについて

---

2020年6月3日現在

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ブエノスアイレス事務所

# ◆アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ➤目次

- 感染状況 . . . . . 03
- 出入国関係 . . . . . 07
- 外出禁止令と操業再開への動き . 09
- 企業支援策の動き . . . . . 24
- 雇用政策の動き . . . . . 31
- 医療関連製品輸入円滑化の動き . 33

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナについて

---

## 感染状況

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナについて

## ・ 感染者数の推移

3月3日にアルゼンチン国内初の感染者を確認してから、当初は主に欧州からの渡航者経由での感染、その後の国内感染へと波及した。他の南米諸国と比較すると感染者数は抑えられていると見られる。ガルシア保健相によれば国内の感染者ピークは6月下旬。

感染者数

18,319

うち死者数

569

回復者数

5,709

人口10万人あたり感染者数

40

致死率

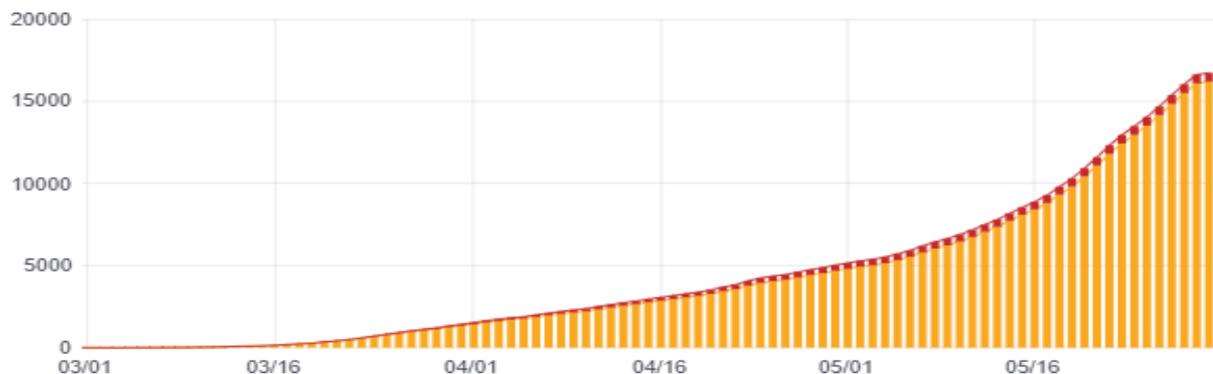
3.1

(2020年6月1日時点)

州別の感染規模



累計感染者数及び累計死者数の推移



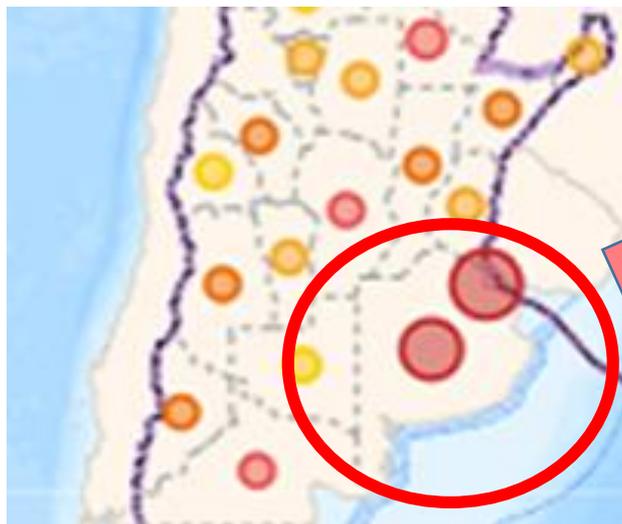
出所：アルゼンチン保健省HP

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

- 感染者数の8割強はブエノスアイレス市とブエノスアイレス州の2地域

アルゼンチンにおける感染者数の8割強はブエノスアイレス市（BA市）とブエノスアイレス州（BA州）の2地域が占める。人口の集積した2地域の中でも感染の拡大傾向を示しているのは低所得者の生活区域（貧民街など）。5月下旬から外出規制強化を再開。

州別の感染規模



出所：アルゼンチン保健省HP

	BA市	BA州
感染者数	8,851	6,632
人口比	48.3%	36.2%
人口10万人あたり感染者数	287	37



## 出入国関係

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナについて

## ・ 出入国規制状況

政府は、3月12日に指定感染地からの航空便の停止と入国者の14日間自宅待機義務付けを開始以降、3月16日には非居住者外国人の入国禁止など、国境管理を段階的に強化。現時点においても継続している。現在、民間機の運航を政府は規制している。

	居住者		非居住者	
	入国	出国	入国	出国
日本を含む指定感染地から渡航	△ 入国は可能（14日間の強制隔離あり）。政府は関係省庁に段階的な入国を可能とする措置を取るよう指示	△ 出国は可能（日本への帰国便の情報を提示する必要あり）。入国後14日間の強制隔離の間は原則出国できない	× 原則入国禁止（6月7日まで、延長可能性あり）。もし入国が可となった場合でも入国後14日間の強制隔離あり	○ 出国は可能（日本への帰国便の情報等を提示する必要あり）
非指定感染地から渡航	△ 入国は可能。政府は関係省庁に段階的な入国を可能とする措置を取るよう指示	○ 出国は可能（日本への帰国便の情報を提示する必要あり）	× 原則入国禁止（6月7日まで、延長可能性あり）	○ 出国は可能（日本への帰国便の情報等を提示する必要あり）

出所：在アルゼンチン日本国大使館HPからジェットロ作成

### ➤ [民間航空庁（ANAC）決議144/2020号](#)

政府は4月27日、アルゼンチンを離発着する民間機の運航を8月31日まで規制すると発表した。なお、各国政府などが関与する自国民帰還便など（特別便）の運航はANACの許可の下、認められている。

# 外出禁止令と 操業再開への動き

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ アルゼンチンにおける検疫フェーズ

政府では新型コロナウイルス感染予防に伴う検疫のフェーズとして5段階を設置。その都度検証を行ってフェーズの確認を行っている。現在は、州の多くはフェーズ4にあるが、感染者の大方を占めるブエノスアイレス首都圏のみ引き続きフェーズ3の状態にある。

	フェーズ1 厳格な隔離	フェーズ2 管理上の隔離	フェーズ3 地理的分割	フェーズ4 進歩的再開	フェーズ5 新たな常態
許可	必要不可欠なサービスのみ	新たな許可	州単位の例外	州単位の例外	衛生週間と持続的なケア
禁止事項	残り全て	国の禁止	国の禁止	国の禁止	－
人々の移動	10%まで	25%まで	50%まで	75%まで	75%まで
感染者数倍増に要する日数	5日未満	5～15日	15～25日	25日以上	－
地理的要件	例外なし	国の例外	疫学的基準による分割	地域の制限	例外なし

現在のステータス



AMBA以外の地域

ブエノスアイレス首都圏 (AMBA)

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナについて

## ・ 外出禁止令の流れ

新型コロナ感染拡大予防のため、政府は3月19日に外出禁止令を公布。近所の買い物目的以外の外出を原則禁止した。その後、約2週間ごとに期間を延長しているが、4月中旬からは国内経済への影響とのバランスにも考慮して、緩和の動きが拡大している。

政令297/2020号 (3月19日) (公布、3月20日~31日)

政令325/2020号 (4月1日) (4月12日まで延長)

政令355/2020号 (4月11日) (4月26日まで延長)

政令408/2020号 (4月26日) (5月10日まで延長)

政令459/2020号 (5月10日) (5月24日まで延長)

政令493/2020号 (5月25日) (6月7日まで延長)

緩和のための要件公布  
(操業再開プロトコル)

### 例外措置の拡大 (操業再開)

行政措置490/2020号 (4月11日)

行政措置524/2020号 (4月18日)

ブエノスアイレス市段階的商業活動再開 (5月11日)

行政措置818/2020号 (5月19日)

行政措置886/2020号 (5月25日)

行政措置904/2020号 (5月27日)

行政措置920/2020号 (5月29日)

行政措置942/2020号 (5月31日)

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## • 例外措置（操業再開）の拡大について

新型コロナウイルス感染拡大予防から外出禁止令を実施。社会生活上不可欠な活動に対して例外措置を初期対応として制定。その後、感染の拡がりを検証しつつ、5月11日以降からはポストコロナを意識した操業再開にかじを切った。

外出禁止令 (3月20日～)

第1段階：3月20日以降

社会生活の円滑化 → 例外措置

行政措置490/2020号 (4月11日)

行政措置524/2020号 (4月18日)

第2段階：5月11日以降

経済影響の軽減 → 操業再開

ブエノスアイレス市段階的商業活動再開 (5月11日)

行政措置818/2020号 (5月19日)

行政措置904/2020号 (5月27日)

行政措置886/2020号 (5月25日)

行政措置920/2020号 (5月29日)

行政措置942/2020号 (5月31日)

新常態 〈ニューノーマル〉 (時期未定)

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナについて

## ・ 外出禁止令の発令（3月19日）

[記事はこちら](#)

フェルナンデス大統領は3月19日、外出禁止令を発表。20日から31日まで原則外出が禁止された（その後延長）。今回の外出禁止令は公衆衛生上の緊急事態に関する[政令297/2020号](#)として発表された。

### 【今回の政令の主な内容】

1. 外出禁止期間は3月20日0時～31日24時まで
2. 4月2日の国民の祝日を3月31日に変更
3. 商店（薬局、スーパーマーケットなど）は営業。近隣での買い物目的の外出は可能。ATMも利用可能
4. 車両による移動は制限される。一部物流は例外
5. 治安機関が外出者への尋問を行うことがある。違反と見なされた場合は刑事罰の対象
6. 外出禁止令の対象外として、連邦・州・地方公務員、政府高官、衛生・治安・軍関係者、司法関係者、外交官、報道関係者、食品・医療・石油・農牧水産・通信・デジタルサービス産業従事者、先延ばしが不可の貿易取引関係者、基礎公共サービス（水道、電気、ガス、通信など）のメンテナンスと緊急対応、公共交通機関、貨物・石油・燃料・LPG、食料・医薬品・必需品のデリバリー、クリーニング、清掃・警備サービス、郵便サービス、ATMサービスが該当。
7. 外出禁止期間中、民間セクターの労働者の通常収入は保たれる。

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ 外出禁止令の継続と一部緩和（4月11日）

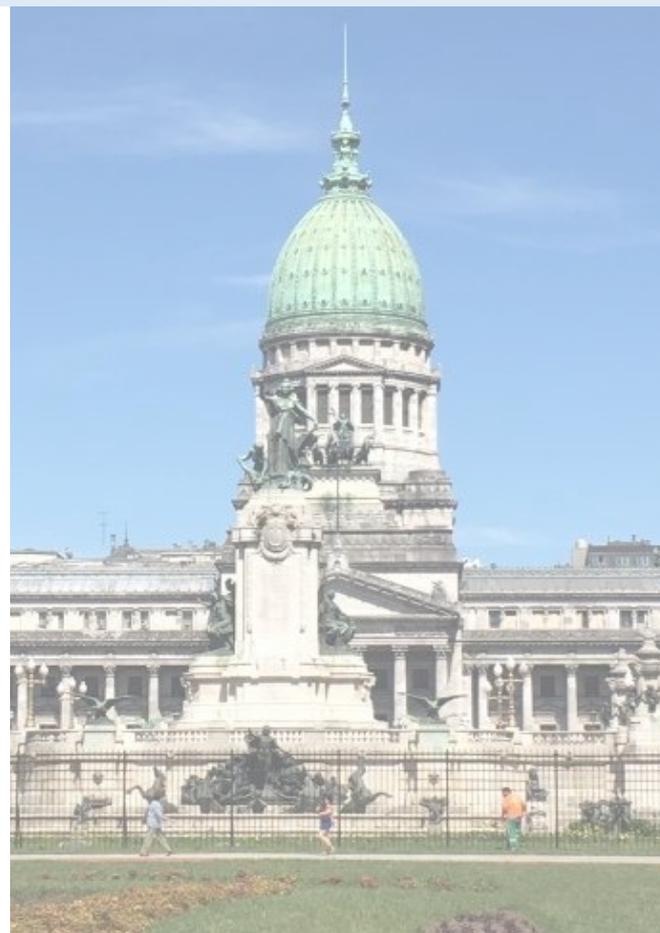
[記事はこちら](#)

フェルナンデス大統領は、4月1日の発表に続き、公衆衛生上の緊急事態による外出禁止令を4月26日まで延長することを発表した。一方で[行政措置490/2020号](#)を通じて外出禁止対象の一部緩和を行った。

### 【今回の行政措置による緩和対象の分野・サービス】

1. 障害者・自閉症障害者に対する自宅専門サービス
2. 銀行サービス（事前予約、対応可能な取引も限定）
3. 自動車、バイク、自転車などの修理・メンテナンスサービス（※）
4. 自動車、バイク、自転車などの修理・メンテナンスサービスに必要なパーツ・部品の販売（宅配に限定）
5. タイヤの製造、販売、修理（※）
6. 文房具およびパソコン・周辺機器の販売（宅配に限定）

※公共交通機関、軍隊・治安関連機関、医療関連機関、外出許可を取得している者などの車両向けのみが対象



# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ 外出禁止令の例外措置の拡大（4月18日）

[記事はこちら](#)

政府は、[行政措置524/2020号](#)に基づき、公衆衛生上の緊急事態による外出禁止令について、その対象外とする新たな分野やサービスを追加した。なお、トゥクマン州およびサンティアゴ・デル・エステーロ州の2州は対象外。

### 【今回の行政措置による主な追加対象分野】

1. 公共料金、その他サービス料、税金などを徴収する施設
2. 各州、ブエノスアイレス市、地方自治体における税当局（事前予約に限定）
3. 国および各州の登記所。ただし、事前予約制に限る
4. 小売業による、eコマース、電話など顧客との対面を必要としない方式での商品販売（宅配に限定）
5. 予防および慢性疾患治療のための医療・歯科診察（事前予約に限定）
6. 臨床検査・画像診断を行う医療施設（事前予約に限定）
7. 眼鏡販売店（事前予約に限定）
8. 保険会社による損害調査および保険金支払いなど（電子申請手続きに限定）
9. ジェンダーに基づく暴力の被害者を支援する施設
10. 工業生産・開発省の事前承認を取得した輸出向け産業
11. 工業生産・開発省の事前承認を取得した特定のみでの工業活動

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ ブエノスアイレス市の段階的な経済活動再開（5月9日）

[記事はこちら](#)

市内における商業活動を11日から段階的に再開する。今回は第1フェーズとして、次のフェーズに進むには感染者数と市民の行動によって判断される。

開始日	対象
5月12日（火曜）～	<ol style="list-style-type: none"> <li>書店、花屋、玩具店、香水店、装飾品店、電気店、家電店、楽器店、自転車屋（月曜～金曜、午前11時～午後9時）</li> <li>飲食店（持ち帰り形式）</li> <li>建設業（掘削・解体作業、月曜～金曜、午前6時～午後2時）</li> <li>私立学校・研修所の総務</li> <li>ブエノスアイレス市政府運営の巡回市場（日時は同市が決定）</li> <li>一定地域の廃棄物処理所</li> </ol>
5月14日（木曜）～	<ol style="list-style-type: none"> <li>宝石・時計店、家具店、自動車・バイク販売店、衣類や履物類以外の小売店（月曜～金曜、午前11時～午後9時）</li> </ol>
5月16日（土曜）～	<ol style="list-style-type: none"> <li>引っ越し業（土曜、日曜のみ）</li> </ol>

### 【留意点】

- ・ 店舗訪問可能日：身分証明書（DNI）末尾で奇数の者（奇数日）、偶数の者（偶数日）
- ・ 同行者の入店不可（12歳以下の児童の同行は認める）
- ・ 店舗内は15平方メートル/1人を目安
- ・ 自宅から徒歩圏内の近距離の店舗に限る
- ・ 電子決済を推奨

# ◆アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ 外出禁止令緩和の条件を公布（5月11日）

[記事はこちら1](#)

[記事はこちら2](#)

政府は5月11日、[政令459／2020号](#)を公布し、公衆衛生上の緊急事態による外出禁止令を5月24日まで延長するとともに、以下、例外措置や必要条件などを明らかにした。

カテゴリー	例外措置の決定者	主な必要（遵守）条件	対象分野	非対象分野
①人口50万までの都市	州知事に決定権	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染者数が2倍になるまでの日数は15日間（②と③は20日）以上。</li> <li>対象都市の医療システムが感染拡大に対応できる状況にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車・自動車部品</li> <li>電気・家電品</li> <li>衣類</li> <li>たばこ</li> <li>冶金・機械類</li> <li>履物類</li> <li>出版・印刷・製本</li> <li>木材・家具</li> <li>玩具</li> <li>セメント</li> <li>繊維品</li> <li>皮革関連製品</li> <li>タイヤ</li> <li>自転車・二輪車</li> <li>化学・石油化学</li> <li>セルロース・製紙</li> <li>プラスチックおよび関連品</li> <li>セラミック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校</li> <li>人が集う娯楽・スポーツ・宗教・文化的イベント</li> <li>ショッピングセンター</li> <li>映画館</li> <li>劇場</li> <li>文化センター</li> <li>図書館</li> <li>博物館</li> <li>飲食店</li> <li>ジム</li> <li>公園・広場</li> <li>観光業</li> <li>他都市や他国をつなぐ交通機関</li> </ul>
②人口50万以上の都市	州知事が <b>付属書</b> に含まれる衛生上のプロトコルを連邦衛生当局に提出し承認を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理当局より審査を受け、人口密度と衛生的リスクの指標が適切である。</li> <li>各都市内での移動は、全人口の75%まで。</li> <li>都市内での感染拡大が確認されている地域に含まれていない。</li> <li>勤務先までの移動手段は企業側が確保。</li> </ul>		
③ブエノスアイレス首都圏（AMBA）				

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ ブエノスアイレス州、製造業など操業再開（5月19日）

[記事はこちら](#)

政府は[行政措置818/2020号](#)を公布した。ブエノスアイレス州政府の要請に基づき、ブエノスアイレス首都圏（AMBA）の6自治体の産業活動再開を5月20日から許可した。

➤衛生上のプロトコル（手順）を順守することを条件に、活動再開が許可された自治体と対象分野は次のとおり。

自治体	対象分野
ラ・マタンサ市	自動車・自動車部品、衣類、冶金・機械類、履物類、出版・印刷・製本、木材・家具、玩具、繊維品、化学・石油化学、プラスチックおよび関連品
ピラール市	たばこ、自動車部品、機械部品
キルメス市	玩具、繊維品
ヘネラル・サン・マルティン市	自動車・自動車部品、電気・家電品、衣類、たばこ、冶金・機械類、履物類、出版・印刷・製本、木材・家具、玩具、セメント、繊維品、皮革関連製品、タイヤ、自転車・二輪車、化学・石油化学、セルロース・製紙、プラスチックおよび関連品、セラミック
トレス・デ・フェブレイロ市	自動車・自動車部品
サラテ市	自動車・自動車部品

# ◆アルゼンチンにおける新型コロナについて

## ・ ブエノスアイレス州、製造業など操業再開（5月25日）

政府は[行政措置886/2020号](#)を公布した。ブエノスアイレス州政府の要請に基づき、ブエノスアイレス首都圏に位置する9自治体の産業活動の再開を5月25日から許可した。

➤衛生上のプロトコル（手順）を順守することを条件に、活動再開が許可された自治体と対象分野は次のとおり。

自治体	対象分野
カニューエラス市	電気・家電品、食品・飲料・たばこ製造機械
ヘネラル・ラス・エラス市	輸送機器
フーリンハム市	冶金
ラヌス市	自動車・自動車部品、電気・家電品、衣類、たばこ、冶金・機械類、履物類、出版・印刷・製本、木材・家具、玩具、セメント、繊維品、皮革関連製品、タイヤ、自転車・二輪車、化学・石油化学、セルロース・製紙、プラスチックおよび関連品、セラミック
ティグレ市	自動車部品、プラスチック
マルビナス・アルヘンティナス市	修理用自動車部品
ベラサテギ市	冶金・機械類、たばこ
サンミゲル市	履物類、繊維品
トレス・デ・フェブレロ市	冶金・機械類、プラスチックおよび関連品

# ◆アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ ブエノスアイレス州、製造業など操業再開（5月27日）

政府は[行政措置904/2020号](#)を公布した。ブエノスアイレス州政府の要請に基づき、ブエノスアイレス首都圏に位置する6自治体の産業活動の再開を5月27日から許可した。

➤衛生上のプロトコル（手順）を順守することを条件に、活動再開が許可された自治体と対象分野は次のとおり。

自治体	対象分野
モロン市	皮革関連製品、プラスチックおよび関連品、履物類、冶金・機械類、自動車・自動車部品
ビセンテ・ロペス市	自動車・自動車部品、冶金・機械類、木材・家具、皮革関連製品、履物類、出版・印刷・製本、玩具、プラスチックおよび関連品、電気・家電品、化学・石油化学、鉄・アルミニウム・関連金属
アベジャネーダ市	出版・印刷・製本、セルロース・製紙
エステバン・エチェベリア市	電気・家電品
ウルリンガム市	出版・印刷・製本 繊維品（※行政措置909/2020号、5月28日で施行）
ルハン市	木材・家具、プラスチックおよび関連品、化学・石油化学、セメント、出版・印刷・製本、繊維品、衣類、皮革関連製品、履物類、冶金・機械類、自動車・自動車部品

# ◆アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ ブエノスアイレス州、製造業など操業再開（5月29日）

政府は[行政措置920/2020号](#)を公布した。ブエノスアイレス州政府の要請に基づき、ブエノスアイレス首都圏に位置する6自治体の産業活動の再開を5月29日から許可した。

➤衛生上のプロトコル（手順）を順守することを条件に、活動再開が許可された自治体と対象分野は次のとおり。

自治体	対象分野
ティグレ市	海事産業
サン・イシドロ市	海事産業、ボート修繕
ピラール市	冶金・機械類、非金属鉱物製品
マルビナス・アルヘンティナス市	自動車・自動車部品、電気・家電品、繊維品、冶金・機械類、出版・印刷・製本、木材・家具、セメント、衣類、自転車・二輪車、化学・石油化学、プラスチックおよび関連品、セラミック
エステバン・エチェベリア市	紙・紙製品
アルミランテ・ブラウン市	自動車・自動車部品、冶金・機械類、木材・家具、セメント、繊維品、化学・石油化学、履物類

# ◆アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ ブエノスアイレス州、製造業など操業再開（5月31日）

政府は[行政措置942/2020号](#)を公布した。ブエノスアイレス州政府の要請に基づき、ブエノスアイレス首都圏に位置する7自治体の産業活動の再開を5月31日から許可した。

➤衛生上のプロトコル（手順）を順守することを条件に、活動再開が許可された自治体と対象分野は次のとおり。

自治体	対象分野
サン・ミゲル市	冶金・機械類、出版・印刷・製本
サン・イシドロ市	自動車・自動車部品、電気・家電品、衣類、冶金・機械類、履物類、出版・印刷・製本、木材・家具、玩具、自転車・二輪車、プラスチックおよび関連品、セラミック
サン・フェルナンド市	軽微な海洋産業・ボート修繕
ウルリンガム市	自動車・自動車部品、電気・家電品、衣類、履物類、木材・家具、玩具、セメント、皮革関連製品、タイヤ、自転車・二輪車、化学・石油化学、セルロース・製紙、プラスチックおよび関連品、セラミック
ラ・プラタ市	衣類
ヘネラル・ロドリゲス市	自動車・自動車部品、冶金・機械類、繊維品、プラスチックおよび関連品、自転車・二輪車
ベラサテギ市	自動車・自動車部品、出版・印刷・製本、木材・家具

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## • 6月7日まで外出禁止を延長、AMBAは規制強化（5月23日）

[記事はこちら](#)

フェルナンデス大統領は5月23日、ラレッタ・ブエノスアイレス市長およびキシロフ・ブエノスアイレス州知事と共同記者会見を行い、3月20日から導入している公衆衛生上の緊急事態による外出禁止令を、さらに6月7日まで延長すると発表した。

外出禁止令によって新型コロナウイルス感染抑制に一定の成果が出ているが、特にAMBA（ブエノスアイレス首都圏）では貧民街を中心に感染者数が2週間で5倍に増加するなど急増傾向にある。このため、同地域での移動や公共交通機関の管理を強化し、人が密集する商店街での店舗の営業を規制すると発表した。5月26日から導入される規制は次のとおり。

### 【主な規制内容】

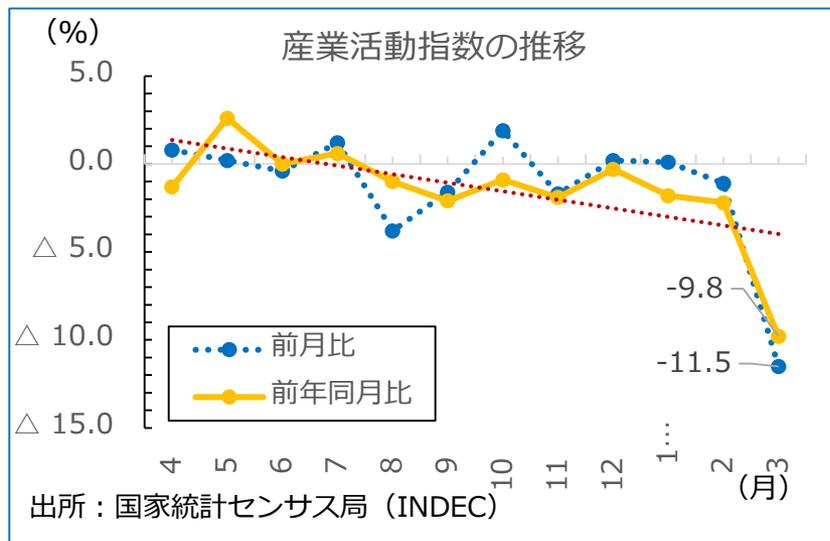
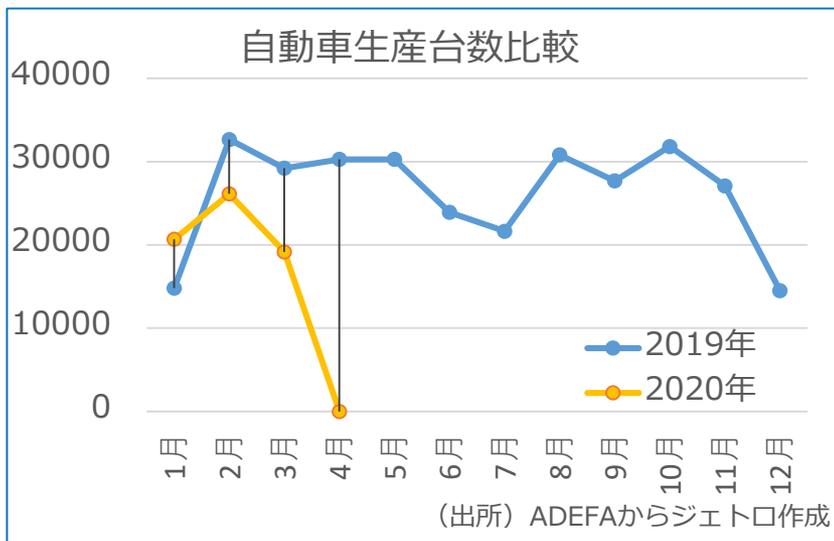
1. ブエノスアイレス市と州との間の移動管理を強化。防衛・治安・医療・介護従事者など、必要不可欠な業務に従事する者以外の移動は規制する。
2. 公共交通機関は、必要不可欠な業務に従事する者のみが利用できる。
3. これまでの移動許可証は無効とし、連邦政府ウェブサイトまたは連邦保健省の自己診断・追跡アプリ「Cuidar」から新たに申請する必要がある。
4. ブエノスアイレス市政府が定める特定の商店街（人の密集が多い通り）では、食料・医薬品販売以外の店舗営業は規制する。
5. ただし、ブエノスアイレス市で実施している子供の週末の散歩は、継続する。

# 企業支援策の動き

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナについて

## ● 各種経済指標の落ち込み

アルゼンチン経済は2018年からマイナス成長を続けており、2020年も年初からマイナス成長が見込まれていたものの、新型コロナ感染が本格化し外出禁止令が敷かれた3月以降から経済指標の悪化が見られるようになった。



# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ● 新型コロナウイルス対策の経済対策パッケージ発表（3月17日）

[記事はこちら](#)

グスマン経済相とクルファス工業生産・開発相は新型コロナウイルスによる経済対策を発表。同経済相は、「生産、雇用、供給を円滑化させるための政策」であることを強調した。

### 【今回の経済対策パッケージの主な内容】

1. 該当する産業セクターに対する雇用者拠出金の支払い一時免除
2. 該当する企業に対する雇用確保を目的とした雇用回復計画（REPRO）の拡大、失業保険の確保
3. 児童手当や妊婦手当に3,100ペソの臨時追加を手当
4. 児童手当や年金の自己負担分の支払い期限延長
5. 最低年金受給者に3,000ペソを支給。18,892ペソを下回る受給者は、差額分を支給。
6. インフラ、教育、観光向け予算を40%（1,000億ペソ）増加
7. 住宅の新改築および建設業挺入れを目的としたProcrear（国民融資計画）の再開
8. 食品や医薬品等50カテゴリーの品目に対する30日間の価格上限設定
9. 総額3,500億ペソの企業向け融資
10. 無金利のAhora12プログラム（分割払い）の6ヶ月間延長、オンライン購入の一部適用開始
11. 医療機器輸出に対する事前承認の導入
12. 医療機器およびキットや消耗品の国内生産拡大プログラムの導入
13. 輸出還付金支払いの迅速化

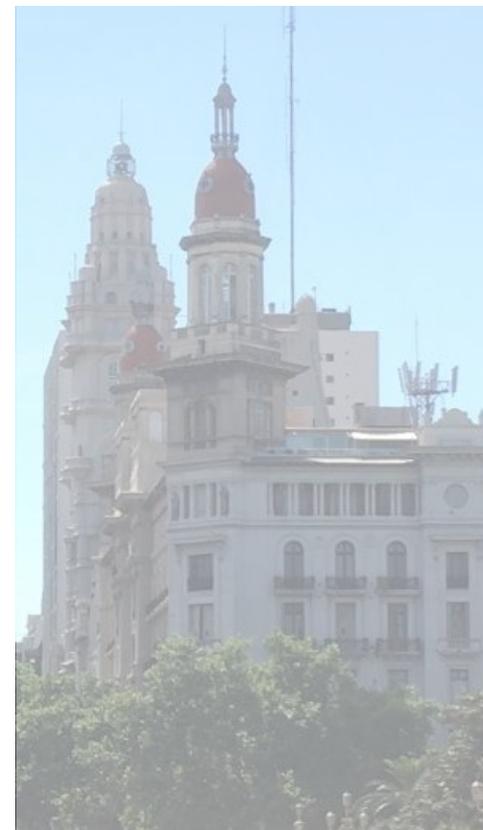
# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ 個人事業主やインフォーマルセクター対策（3月23日）

[記事はこちら](#)

グスマン経済相とモロニ労働相は3月23日、新型コロナウイルスによるアルゼンチン経済への影響をとどめることを目的とした経済対策の追加策として、個人事業主やインフォーマルセクターの労働者に対して1万ペソを給付することを発表。

日付	主なポイント
3月23日	<p>➤ <a href="#">政令310/2020号</a></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急家庭収入（IFE）として、今回の新型コロナウイルスの影響の被害に対して脆弱とされる個人事業主やインフォーマルセクターで従事する労働者などに対して、4月に1万ペソを給付するとしている。</li> <li>2. 給付は4月限りとしているが、今後の経済情勢等を見極めて、5月に追加支給を行う可能性もある。</li> <li>3. 今回の政策によって、約360万世帯が恩恵を受ける見通しだ。</li> </ol>
(参考) 6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IFE第2弾を6月8日から実施することを発表（追って政令として公布予定）。7月中旬までの支給完了を目指す。</li> <li>• 支給額は1万ペソ。前回の支給対象者の900万人がそのまま受給できる予定。</li> <li>• 前回の支給を通じて、国民の270～450万人を貧困層への状況悪化を防ぐことができたと経済省は発表。</li> </ul>



# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナについて

## • 雇用および生産のための緊急援助プログラム（4月1日）

政府は[政令332/2020号](#)を公布。新型コロナの影響下にある雇用者と労働者の支援を目的とした「雇用および生産のための緊急援助プログラム（ATP）」を創設した。

### 今回の政令の主なポイント

措置	<p>以下から1つ以上の恩恵措置への適用が可能</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. アルゼンチン社会保障制度に支払う雇用者拠出金の最大95%までの削減と支払期限延長</li> <li>2. 従業員100人以下の中小企業の全従業員向けに賃金の支払い補助</li> <li>3. 従業員100人を超える民間企業の従業員に対し、1人あたり6,000～1万ペソまでの補助</li> <li>4. 失業手当統合システム</li> </ol>
要件	<p>上記1～3の措置を受ける企業は以下の1つ以上の要件を満たしている必要がある</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業が経済活動の拠点とする地理的地域が危機的な影響を受けていること</li> <li>2. 従業員に新型コロナ感染者が多数いるか、従業員が多数強制隔離中の場合。リスク群に当たるか、新型コロナにまつわる家族ケア義務を抱える従業員がいることで就業免除になっている場合</li> <li>3. 2020年3月20日以降に販売が激減したこと</li> </ol>
対象期間	3月20日から4月30日までだが、期間の延長もあり得る

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## • 政府が企業支援策を拡充（4月20日）

[記事はこちら](#)

政府は「雇用および生産のための緊急援助プログラム(ATP)」の拡充を目的とした**政令376/2020号**を公布。新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている企業を支援する。

### 今回の政令の主なポイント

措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会保障費の雇用主負担分の支払いを延期、または4月負担分は最大95%削減</li> <li>2. 国による給与の給付支援（企業規模は問わない）。給付額は従業員の2月分給与の50%相当。ただし、最低賃金額（1万6,875ペソ）以上最低賃金額の2倍以下の範囲</li> <li>3. 自営業者に対しては、中央銀行の管理の下、無利子融資制度を設ける</li> </ol>
要件	<p>以下のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務を行っている地域で、携わっている経済活動が深刻な状況にある</li> <li>2. 新型コロナウイルスに感染している、または感染によって重症化するリスクの高いグループ（高齢者、基礎疾患を持つ）、または家族の介護を行う必要のある労働者が多数いる</li> <li>3. 2020年3月12日以降、売り上げに大幅な縮小が見られたことを証明できる</li> </ol>
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2020年6月30日までだが、状況によって同年10月まで延長可能</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の生産性回復プログラム（REPRO）は、無効となる</li> <li>• 申請は公共歳入連邦管理庁（AFIP）のウェブサイトから行う。期限は4月23日まで</li> </ul>

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## • 新型コロナウイルス対策の民間企業支援を継続（5月12日）

[記事はこちら](#)

政府は、[行政措置747/2020号](#)（5月12日付）、[行政措置765/2020号](#)（5月13日付）、[公共歳入連邦管理庁（AFIP）決議4716/2020号](#)（5月14日付）に基づき「雇用および生産のための緊急援助プログラム（ATP）」を5月も継続すると決定した。

### ATPの主なポイント

措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 5月分の社会保障の雇用主負担分の支払いを延期、または負担分を最大95%まで削減</li> <li>2. 国家による補填的給与の給付支援。給付額は、従業員の3月分給与の50%相当。ただし、最低賃金額を下回ってはならない〔1万6,875ペソ（約2万6,600円）〕かつ、最低賃金額の2倍（3万3,750ペソ）を上回ってはならない</li> </ol>
要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業の2020年4月の売上が前年4月に比べて大きく減少していること確認できた場合</li> <li>2. 業務を行っている地域において、携わっている経済活動が深刻な状況にあること</li> <li>3. 新型コロナウイルスに感染している、感染によって重症化するリスクの高いグループ（高齢者、基礎疾患を持つ）、または家族の介護を行う必要のある労働者が多数いること</li> </ol>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請期間はAFIPのウェブサイトにて5月14日～21日の間</li> <li>• 次の分野も今回からATPを要請可能 ➡ &lt;民間医療施設、民間教育施設、旅客自動車運送事業や貨物運送事業など（詳細は行政措置747/2020号の<a href="#">付属書</a>参照）&gt;</li> </ul>

# 雇用政策の動き

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## • 従業員の解雇や休職強要を禁止

[記事はこちら1](#)

[記事はこちら2](#)

政府は4月1日、[政令329/2020号](#)で全国での解雇および休職の強要を禁止すると公布した。その後、5月19日に[政令487/2020号](#)を公布し、期限を延長した。政府は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で民間企業への支援を継続すると同時に、社会平和を維持するために、雇用を保証し続けることが不可欠とした。

## 政令487/2020号の主なポイント

1. 仕事量の減少および不可抗力を理由とした解雇、および理由なき解雇を[政令329/2020号](#)の期限翌日（5月31日）から60日間に渡って禁じる。
2. 仕事量の減少および不可抗力を理由とした一方的な休職命令を[政令329/2020号](#)の期限翌日から60日間に渡って禁じる。
3. ただし、労働省で申請を行った上で、休職期間中も手当を支払うことで雇用主と従業員間で合意した場合、休職を認める（[労働契約法20744号](#)第223Bis条に基づく）。
4. 上記に反して解雇や休職措置がとられた場合、無効と見なし、労働関係は継続される。

※参考（ブエノスアイレス州の動き）

ブエノスアイレス州政府は、[労働省決議174/2020号](#)に基づき、従業員を理由なく休職扱いまたは解雇した企業に対し、連邦の[政令329/2020号](#)およびその改正措置に反する「重大な違反行為をしたとみなす」とした。罰金として、休職扱いまたは解雇した従業員1人当たり、最低賃金〔1万6,875ペソ（約2万6,663円）〕の30%から200%（5,063ペソから3万3,750ペソ）を、州内に所在する民間企業に科すことができる。雇用を保証することで、社会平和を保つのが目的、と説明している。

# 医療関連製品 輸入円滑化の動き

# ◆ アルゼンチンにおける新型コロナウイルスについて

## ・ 医療関連製品の輸入に免税措置

[記事はこちら1](#)

[記事はこちら2](#)

政府は新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に、医療関連製品の輸入免税措置を決定した。対象になるのは、消耗品から医療機器などが対象。

日付	政令・決議	主なポイント
4月2日	<a href="#">政令333/2020号</a>	51品目の医療関連製品に対するDIE一般関税率（いわゆるMFN税率）を0%とすると発表。国内で最も不足が訴えられているエチルアルコール、消毒剤、外科用の布マスクや手袋といった消耗品から、医療機関が必要とする医療ベッド、超音波診断装置など医療機器などが対象。さらに、同51品目の輸入に課される統計税（全消費財輸入取引が対象の諸税）も免税する。国内の医療システム強化を図るのが目的。
4月14日	<a href="#">公共歳入連邦管理庁 (AFIP) 決議 4696/2020号</a>	上記51品目の輸入に対し、60日間にわたり、付加価値税追加取り立て税（品目によって10%または20%）が免税となった。輸入取引に課される付加価値税（IVA）に変更はない。
5月11日	<a href="#">政令455/2020号</a>	新たに、内視鏡、聴力計、パルスオキシメーター、注射器、自動除細動器、喉頭鏡、温度計などが対象に含まれた（全対象品目は、 <a href="#">付属書〔ANEXO〕</a> を参照）。同措置は、公衆衛生上の緊急事態が解除されるまで適用される。対象品目は計127品目。

参考：非自動輸入ライセンスの取得義務の廃止（[工業・知識経済・対外通商庁決議5/2020号](#)）

3月18日、国内医療システムが必要とする一部消耗品や医療機器に対する、非自動輸入ライセンスの取得義務を廃止。エチルアルコール、消毒剤、注射器、注射針、乳児向けインキュベーター、呼吸関連装置など、18品目が同ライセンスの取得義務から除外されている。

## ジェトロ・ブエノスアイレス事務所

Av. Corrientes 222 P.9

TEL:+54-11-5235-0977

[infobuenosaires@jetro.go.jp](mailto:infobuenosaires@jetro.go.jp)

[https://www.jetro.go.jp/world/cs\\_america/ar/](https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/ar/)

(ビジネス情報)

<https://www.jetro.go.jp/argentina/>

(スペイン語ページ)

アルゼンチン

アルゼンチンのコンテンツ一覧

### ビジネス短信

フリーワード検索

558件中 1から30件目

2019年9月13日	国内自動車生産は厳しい見通し、1~8月は前年同期比35.9%減(アルゼンチン)
2019年9月10日	9月から自動車の課税対象最低金額引き上げ(アルゼンチン)
2019年9月9日	新たな2国間自動車協定を締結、自由化は2029年以降に(アルゼンチン、ブラジル)
2019年9月5日	最新のエコノミスト経済見通し、予備選挙の影響を受けて悪化(アルゼンチン)
2019年9月3日	中銀が資本取引規制の制限措置導入(アルゼンチン)
2019年9月3日	主要格付け会社、アルゼンチンの格付けを相次ぎ引き下げ(アルゼンチン)

JETRO Buenos Aires

@JETRO\_BsAs

JETRO es la organización de Promoción de Comercio e Inversiones de Japón.  
Política SM: [jetro.go.jp/en/legal/socia...](http://jetro.go.jp/en/legal/socia...)

Buenos Aires, Argentina [jetro.go.jp/argentina](http://jetro.go.jp/argentina)

2019年5月からTwitterを利用しています

8 フォロー中 95 フォロワー

↑年間200本以上の  
アルゼンチン関連ニュースを提供中 (日本語)

↑ツイッターページ (@JETRO BsAs) で  
情報提供中 (スペイン語)

### 【ご注意】

同資料の内容は情報提供を目的に作成したものです。

資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても資料作成者は責任を負うことができませんのでご了承ください。